

出雲国大原郡と大和

はじめに

村山 直子

『古事記』や『日本書紀』に見られる神話は、皇室や諸氏族に伝わる神話・伝承をもとに、大和政権が統治体制や宮廷祭祀をととのえる過程で整理され、今日見られるような形にまとめられたと思われる。これまで私は、これらの神話の形成期において有力な一氏族であった物部氏の伝承とその伝承の痕跡を記紀神話に探ることで、日本神話の成り立ちの一部を明らかに出来るのではないかと思ひ、主に劍にまつわる神話と物部氏との関わりについて考えてきた。そして、その過程で、劍による国土平定の伝承が物部氏と関わりが深く、また実際にも物部氏は劍の製作に深く携わっていたのではないかと推測した。

物部氏と関わりが深いと思われる話の一つに、スサノヲによるヤマタノヲロチ退治の神話がある。以前に私はその成り立ちについて考え、次のような見解を持った。(注1)。

・この神話の舞台は出雲だが、スサノヲが活躍する範囲は出雲の中でもとりわけ大和と関わりが深い道に沿った地域に限られていると思われる。それは、南から出雲に入り、大和に奉納するための玉を生産していた玉作の地へと赴く道である。

・また、この神話はしばしば鉄文化との関係が指摘されているが、古代の出雲では、大規模な鉄生産が行われてはいなかったと思われる。

・これらのことから、この神話のもとと出雲土着の伝承ではなく、大和の物部氏がその原型とも言うべき伝承を持っていたのではないか。そして、その伝承が今日見られるように出雲の斐伊川流域を舞台とするに至った背景には、物部氏が出雲へ進出し、玉作へ赴く道を掌握したことが関係しているのではないか。

・また、その後玉作の地は大和政権の支配下において忌部氏の管轄下に入った。神話の中でヤマタノヲロチを退治したスサノヲが、獲得した剣を天に献上してしまう行為は、忌部氏の管轄下で玉を生産し、奉納するといったその土地の性格から結びついた発想だと思われる。

ところで、出雲南部から玉作へ赴くとして想定した道は、『出雲国風土記』卷末に記載されている公道の一部である。意宇郡玉作の地から、南に進んで大原郡に入り、大原郡家を経て東南に進んで、仁多郡に入る道である。仁多郡からは東に進み伯耆国に出る道と、南に進み備後国に出る道の二つに分かれる。

この道が通る意宇郡・大原郡・仁多郡の中で注目したいのは大原郡である。この地は、出雲国のちょうど中央とも言うべき場所に位置しており、ここには大和との関係がうかがえるような古墳も見える。また、最も興味深いのは、『出雲国風土記』においてこの地を流れる川が「斐伊川」と呼ばれていることである。この川は後述べるように上流と下流では呼び方が異なっており、ヤマタノヲロチ神話において中流域の名称である「斐伊川」が採用されていることは、大変重要なことであると思われるのである。

大原郡内の斐伊川の流域、及びそれに近接した公道に沿って、大和と関わりが深いことをうかがわせるような場所が幾つか見られることについては、他所においてたびたび触れてきた(注②)。ただし、大原郡そのもの特徴について、くわしく取り上げたことはなかった。そこで、本稿では改めてこの地域について取り上げ、主に『出雲国風土記』の記述を見ながら、この地がどういった特色を持っていたのか、検討してみたい。

まず、「斐伊川」について取り上げたい。記紀においてササノヲは、『古事記』によれば「肥の河上」の「鳥髮」といふ地に、また『日本書紀』神代第八段によれば「簸の川上」、あるいは「簸の川上」の「鳥上の峯」に降り立つたとされる。現在鳥根県を流れる斐伊川は、船通山（鳥上山）からほぼ西北に流れて出雲市で向きを東に変えて宍道湖に注いでいるが、昔は出雲国を東南から西北へとななめに走り、出雲西部の神門の水海に至っていた。この川的全貌については『出雲国風土記』出雲郡の条に次のように記されている。

出雲の大川 源は伯耆と出雲と二つの国の堺なる鳥上山より出で、流れて仁多の郡横田の村に出で、即ち横田・三処・三澤・布勢等の四つの郷を経て、大原の郡の堺なる引沼の村に出で、即ち来次・斐伊・屋代・神原等の四つの郷を経て、出雲の郡の堺なる多義の村に出で、河内・出雲の二つの郷を経て、北に流れ、更に折れて西に流れて、即ち伊努・杵築の二つの郷を経て、神門の水海に入る。此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。河の両辺は、或は土地豊沃えて、五穀、桑・麻稔りて枝を頗げ、百姓の膏腴なる菌なり。或は土体豊沃えて、草木叢れ生ひたり。則ち、年魚・鮭・麻須・伊具比・魴・鱧等の類ありて、潭湍に双び泳げり。河の口より河上の横田の村に至る間の五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。（出雲・神門・飯石・仁多・大原の郡なり。）孟春より起めて季春に至るまで、材木を校へる船、河中を沿洑れり。

この記述に従えば、この川は、下流において出雲大川と呼ばれ、上は鳥上山から流れ、仁多郡→大原郡→出雲郡と流れて出雲西部の神門の水海に注いでいた。そこで、仁多郡や大原郡における斐伊川についての記述を見ると、次のように記されている。

横田川 源は郡家の東南のかた卅五里なる鳥上山より出でて北に流る。謂はゆる斐伊の河の上なり。（年魚少しくあり。）（仁多郡）

室原川 源は郡家の東南のかた卅六里なる室原山より出でて北に流る。此は則ち謂はゆる斐伊の大河の上なり。（年魚・麻須・魴・鱧等の類あり。）（仁多郡）

斐伊の川 郡家の正西五十七步なり。西に流れて出雲の郡多義の村に入る。（年魚・麻須あり。）（大原郡）

これらを概観すると、『出雲国風土記』編纂当時において、この川は地域によって呼び方が違っていたことがわかる。すなわち、上流は横田川と室原川、中流は斐伊川、下流は出雲大川というようである。水野祐氏は、二般には出雲国

内の代表として、人口に膾炙されている「斐伊川」という名称も、出雲国内にあつては、実はこの大河のごく一部分に限られた、中流域の大原郡内という、一地域的な名称であり、この日本人の間で有名な川の名称は元來「出雲大川」の中流域から生じたものであることが、はつきりと認められなければならないという結果をもたらすのである」と述べている(注3)。

『出雲国風土記』において、このように各地域ごとの呼び方が違っているのは、不統一に記載をしてしまったためというわけではなく、水野氏がすでに指摘されているように、各郡司が忠実に事実を記載し、編纂者がそれらを尊重して実を伝えるべく編纂した結果であると思われる。

川の呼び名が事実には忠実に記載されていることは、斐伊川の中流域で境を接する飯石郡と大原郡の記述からもうかがえる。それぞれの郡の境までの距離についての記載を見ると、飯石郡の条には「大原の郡の堺なる斐伊の川の辺に通るは、井九里一百八十歩なり。」とあり、これと境を接する大原郡側の記述を見ると、「飯石の郡の堺なる斐伊の川の辺に通るは、五十七歩なり。」とある。また、この川の下流域で境を接する出雲郡と神門郡について、出雲郡の条では「神門の郡の堺なる出雲の大河の辺に通るは、二里六十歩なり。」とあるのに対し、神門郡の記述を見ると、「出雲の郡の堺なる出雲の大河の辺に通るは、七里廿五歩なり。」と記されており、中流と下流で厳密に名前が使い分けられていることがわかる。

さらに、巻末に記された出雲国の公道と里程についての記述を見ても、大原郡家から南西の道を進むと、川の中流域に至るのだが、これについては「五十七歩にして、斐伊の川に至る。」とある。一方で「玉作の街」から西に進む公道を見ていくと、出雲郡家を通じてさらに西へ進んだときにさきほどの川の下流にいたるのだが、このときは「二里六十歩にして、郡の西の堺なる出雲の河に至る。」とあり、やはりここでもきちんと名前が使い分けられていることがわかるのである。

ただし、これらの呼び方は、各郡ごとに異なっていたというわけではないことをつけ加えておきたい。それは、出雲郡の河内の郷についての説明の中で、「斐伊の大河、此の郷の中を西に流る。故、河内といふ。」という記述があることからもうかがえる。河内郷は大原郡と境を接している。つまり、出雲郡内においてこの川の一番上流に位置するのは河内郷ということになる。この河内郷の記述の中で川の名前が「斐伊の大河」と記されていることは、ここはまだ出雲郡

に入っではいなくても、急に出雲大川となるわけではないということを示していると言えるのではないだろうか。また、『風土記』大原郡の条には、大原郡内を流れる海潮川、須我小川、佐世小川、幡屋小川について、「右の四つの水合ひ、西に流れて出雲の大川に入る。」とある。この記述を見ると、四つの川は合流した後大原郡内で「出雲の大川」という川に注いでしまうようにも読み取れるが、「西に流れて」とあることから、四つの川がこの大河に合流した後、出雲郡河内郷を西に流れ、それがやがては「出雲の大川」となることを表しているのだと思われる。つまり、この記述からもまた、出雲郡に入ったことでもがらりと名称が変わっているというわけではないことが推測されるのである。

ところで、これまで一本の川の各地域での呼び名について整理して見てきたが、再び出雲郡の出雲大川についての記述を見たい。ここでは、出雲大川の流れについて説明した後、「此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。」（…此則 所謂斐伊川下也）という文が続いている。さらに、仁多郡の条についても見てみると、上流の横田川と室原川について、それぞれ「謂はゆる斐伊の河の上なり。」「此は則ち謂はゆる斐伊の大河の上なり。」という説明がなされている。

風土記は官命に依えて編纂され、撰進されたものである。そうした編纂事情を改めて踏まえた時、『出雲国風土記』において「〇〇川とは、世に言うところの斐伊川の下流（または上流）にあたるのだ」という説明がわざわざ入るということは、少なくともこの書が編纂された八世紀の時点で、大和ではこの川の名が「斐伊川」として認知されていたことを示していると言えるのではないだろうか。

このことはすなわち、風土記が編纂された時期には、「斐伊川」がヤマタノヲロチ神話の舞台として、広く知られていたということを示しているとも言えるかもしれない。

それでは、そもそも記紀においてスサノヲが降り立った場所としてなぜ、「出雲川の上流」ではなく、「ヒノカワ」という大原郡での呼び名が採用されたのだろうか。

二

ここで改めて大原郡という土地の特徴について考えたい。

『出雲国風土記』によれば、大原郡は神原郷、屋代郷、屋裏郷、佐世郷、阿用郷、海潮郷、来次郷、斐伊郷の八つの

郷からなる。また、「大原」という地名の由来については、次のように記されている。

大原と号くる所以は、郡家の東北のかた二十里一百一十六歩に田一十町ばかりありて、平原なり。故、号けて大原といふ。往古の時、此処に郡家ありき。今も猶旧の追に大原と号く。(今郡家ある処は、号を斐伊の村といふ。)

また、斐伊郷については次のように記されている。

斐伊の郷 郡家に属けり。極速日子命、此処に坐す。故、極といふ。(神龜三年、字を斐伊と改む。)

これらの記述によれば、『出雲国風土記』編纂時には大原郡家は斐伊の村というところにあつたが、以前は別の場所大原という地名の由来ともなつた平原にあつた。なお、この旧郡家の場所については、諸本では、方角が「正西」となつてゐるといふ(注4)。ただし、「正西一十里一百一十六歩」の通りに進むと飯石郡に入つてしまふこと、また大原郡の屋裏の郷についての記述で「郡家の東北のかた一十里一百一十六歩なり。」とあることから、旧郡家の位置を「東北」と解する校訂が多く、私もこれに従いたい。また、この屋裏郷には新造院が建立されており、風土記編纂時の大原郡の少領額田部伊去美の従父兄で前の少領であつた額田部臣押嶋が造つたと記されている。このことから額田部がこの屋裏郷を本拠にしていたと推測できる。

関和彦氏は、旧郡家が屋裏郷に置かれていたとして、その背景に、屋裏郷が大原郡と国庁の置かれていた意宇郡を結び地であつたことを挙げられ、次のように述べられている(注5)。

意宇郡(国庁・意宇郡家)からみて屋裏の地は山を越えた雲南地域への入口に当たる場所であり、その政治的側面における役割は大きかつたのであろう。それはさらに目を広げれば吉備(備後)世界への最短路の入口を占めてゐることに気がつく。

また、郡家が移動して斐伊郷に置かれてゐることについては、この地が意宇郡、出雲郡、飯石郡、仁多郡への道が交わる場所であることに触れ、次のように述べられている。

大原「前期郡家」の所在地はあくまで出雲国庁・意宇郡家と郡家を結びという環境立地であつたが、大原「後期郡家」の所在地は律令国家が雲南三郡支配を念頭において選定した可能性が高いといえよう。

関氏はこの「後期郡家」の成立をもつて雲南地域の伝路が完成したのであり、これら郡家の設置場所の選び方に、「古代国家の地方支配の浸透、拡充」を見ることが出来るかと結論されている。

今見たような関氏による指摘は、大原郡が出雲東西を結ぶきわめて重要な地点に位置することを改めて想起させるものであり、大変興味深い。ただし、私はこの地を通る道は、より古くから、大和から吉備や伯耆を通って出雲へ入る道として使われていたのではないかと考えている。そして、その道を通って出雲東西の有力な首長がいたと思われる意宇や出雲、また先にも述べたように風土記において忌部神戸と呼ばれている玉作の地へ、赴いていたと考えるのである。なぜならば、この道は意宇郡家へ達する前に、宍道湖（風土記では入海）に至る手前で「玉作街」を通るが、この地の玉生産のありかたは、古墳時代にまで遡って大和とのつながりがみとめられるからである（注6）。また大原郡、飯石郡といった斐伊川中流域の近辺には、それぞれ神原神社古墳や松本古墳群といった古墳時代初期のものと思われる遺跡があるが、これらにはいづれも吉備や大和の影響が見られることなどが挙げられるからである。

先ほど、『出雲国風土記』に海潮川、須我小川、佐世小川、幡屋小川が合流し「西に流れて出雲の大河に入る。」と記されていることを取り上げたが、神原神社はこれらが合流した川（現在は赤川という）の南岸に位置している。『出雲国風土記』の（新）郡家からは北に位置する。また、松本古墳群は『出雲国風土記』では飯石郡にあたる地域にあり、飯石郡内を流れる三屋川と斐伊川の合流点の付近に位置している。大原郡家からは斐伊川をはさんで西側の地にある。これらは出雲でも最古級の古墳である。神原神社古墳は方墳であり、多数の鉄器とともに「景初三年」の銘を持つ三角縁神獸鏡が出土している。また、松本古墳群のうち、松本三号墳は箸鼻古墳の相似形であることが指摘されており、やはり古くからこの地と大和との関わりがうかがえるのである。

三

ところで、出雲の全域が最終的に統合され、一首長によってまとめられるようになったのは七世紀に入ってからのことであるらしい。六世紀には出雲の東西にそれぞれ山代二子塚古墳と大念寺古墳という大きな古墳が建造されており、出雲の東西に有力な首長がいたことがうかがえるからである。

出雲の東部では、弥生時代後期に安来平野に四隅突出型墳丘墓が出現して以来、古墳時代に入ってから安来平野に継続的に古墳が造られているという。これに対し、出雲の西部では、弥生時代後期の西谷墳墓群がみとめられる。しか

し、古墳時代に入るとこの地に古墳や墳丘墓は造られず、中期になって古墳が造られるようになるという。そして、六世紀には大念寺古墳が造られるのである。渡辺貞幸氏は、西部では弥生時代後期に簸川平野を中心とする部族連合があったものが、その後古墳の出現前夜に解体されたのではないかと述べられている(注7)。そして、この時代に斐伊川の中流域に神原神社古墳及び松本古墳群が出現するのである。

井上実氏は、六世紀の出雲東部と西部の勢力圏が、三屋川を境界線として接触した時期があったという見解を示され、『出雲国風土記』飯石郡の三屋郷についての記述に注目されている(注8)。

三屋の郷 郡家の東北のかた井四里なり。天の下造らしし大神の御門、即ち此処にあり。故、三刀矢といふ。(神龜三年、字を三屋と改む。)即ち正倉あり。

三屋郷は大原郡と境を接しており、三屋川は飯石郡を流れて大原郡との境で斐伊川に合流する。井上氏はまた、仁多郡の条に、出雲と備後との境の御坂山の名前の由来について、この山に神の御門があったためであるとする記述があることなどから、三屋郷の「大神の御門」についても、

この地が遥拝地という祭祀的意義のほかに、政治的勢力の境界となっていたという政治的意味を荷った土地であったと解すべきであろう。

と述べられている。また、大原郡の神原郷の記述に、

古老の伝へていへらく、天の下造らしし大神の御財を積み置き給ひし処なり。則ち、神財の郷と謂ふべきを、今の人、猶誤りて神原の郷といへるのみ。

とあるが、こうした説話の背景には、出雲東西の均衡がやぶれ、各地で神宝の接収が行われたという史実があったとする見解を述べられている。そうした背景を裏付ける記述としては、大原郡の条に、オホアナモチが八十神を追い払ったという次のような話が見える。

・ 来次の郷 郡家の正南八里なり。天の下造らしし大神の命、詔りたまひしく、「八十神は青垣山の裏に置かじ」と詔りたまひて、追ひ靡ひたまふ時に、此処に追次きましき。故、来次といふ。

・ 城名樋山 郡家の正北一里二百歩なり。天の下造らしし大神、大穴持命、八十神を伐たむとして城を造りましき。故、城名樋といふ。

ただし井上氏は、西部の勢力が均衡を破って東部に進出し、統合したが、七世紀末には大和政権の武力介入があり、出雲全体が大和に服属したとの見解を述べられている。西部の勢力が一時東部の勢力を統合した事実があったのかどうかまでは一概には言えないが、先に見たように、六世紀には東西に山代・子塚古墳と大念寺古墳が出現することなどから、緊張した関係が保たれていたとは言えるだろう。また、渡辺氏は六百年前後に東部に山代方墳が造られた時期には、西部では古墳が造られなくなっていることから、この山代方墳によって東部側が単独覇権を確立したことが示されると指摘されている(注9)。さらに、この時代の方墳の被葬者は蘇我氏とつながっていることが多いことから、この山代方墳も蘇我氏との結びつきの中で造られたと推定されている。いずれにせよ、出雲全域が統合され、一首長によって支配されるようになるのは七世紀に入ってからのものであり、またそこには大和政権の介入があったのだと言えるだろう。また、その大和政権によって出雲全域の統轄を認められたのが、東部側の勢力であったと考えられるのである。

こうした出雲東西の勢力の変遷を見た時、中部地域の大原郡という地域が、常に出雲東西と大和の動きの影響を受けていたことは容易に推測できるのである。

まとめ

ここまで、出雲国内の大原郡という一地域に注目し、その土地の特徴について見てきた。ここで改めて記紀を見れば、ヤマトノヲロチ神話においてスサノヲが降り立った場所が「出雲大川」の上流ではなく、「斐伊川」の上流と記されている理由が解されるのではないだろうか。

大原郡の周辺地域は、時として出雲東西の勢力が拮抗する場ともなった。また、大和の側から見れば、この地域には、出雲東西の有力な首長の本拠地や玉作へ赴くための主要な道が通っていた。つまり、この地域は出雲全域を掌握するためにも肝要な場所だったのであり、そのために、古くから大和とのつながりを持っていたのだと思われる。

これらの事情から、出雲においては地域ごとに呼び名が異なっていたこの川の総称は、大和の側の人々にとってみれば、古くからなじみの深かった大原郡での呼び名、「斐伊川」だったのである。

一方で、先にも見たように、『出雲国風土記』では、この川の上流にあたる横田川・室原川、また下流にあたる出雲大

川について、それぞれ「謂はゆる斐伊の河の上なり。」「此は則ち謂はゆる斐伊の大河の上なり。」、また「此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。」という説明がつけられている。こうした説明がわざわざ加えられていることは、すなわち、出雲の側からしてみれば、「斐伊川」という名前は地元では決してこの川全体の総称として用いられていたわけではなかったことが、さりげなく主張されているようにも思えるのである。

注

本論における引用は、岩波日本古典文学大系新装版『風土記』に拠る。なお、旧字体は新字体に改めた。

(1) 拙稿Ⅰ「ヤマタノヲロチ神話の形成」『学習院大学上代文学研究 第二十六号』二〇〇一年三月十五頁～二七頁、拙稿Ⅱ「劍による国土平定の伝承と物部氏」『古代中世文学論考 第十二集』新典社二〇〇四年五月三九頁～四八頁

頁

(2) 村山前掲稿Ⅰ、Ⅱ、拙稿「フツヌシ神話と物部氏」『学習院大学人文科学論集9』二〇〇〇年九月一七頁～

一一八頁

(3) 水野祐氏『古代の出雲と大和』大和書房一九七五年十二月六七頁～七四頁（引用は七三頁～七四頁）

(4) 岩波日本古典文学大系『風土記』二二六頁脚注参照。なお、方角ではなく里程に誤写があったとして旧郡家を飯石郡内（往古の時にはその地も大原郡に含まれていたと推定）にあつたとする見解もあるが（内田律雄氏『出雲国風土記』大原郡の再検討（一）『出雲古代史研究 第五号』一九九五年七月）、屋裏は額田部臣という有力な一族の本拠であつたとも思われることなどから、ここではやはり「東北」と解したい。

(5) 関和彦氏『出雲国大原郡に見る古代の地域像—雲南古代史研究への視点—』『出雲古代史研究 第九号』出雲古代史研究会一九九九年七月一頁～十二頁（引用は二頁、七頁）

(6) 寺村光晴氏『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館一九八〇年十二月一九一頁～二七二頁

(7) 渡辺貞幸氏『古代出雲の栄光と挫折—荒神谷遺跡と激動の時代の部族連合—直木孝次郎氏責任編集『日本古代史

(4) 王権の争奪』集英社一九八六年二月九五頁～二八頁

(8) 井上美氏『出雲風土記大原郡神原の郷の伝承—地名起源説話説明の一つの途—』『武庫川女子大学紀要 第二四集

- (9) 国語・国文科編 一九七七年二月二頁～十頁（引用は七頁）
渡辺貞幸氏「律令以前の『出雲国』——考古学からみた政治史——『出雲古代史研究 第七・八合併号』一九九八年
七月一〇五頁～一〇七頁